

委員会調査報告書

令和5年2月15日

福岡市議会

議長 伊藤嘉人様

少子・高齢化対策特別委員会

委員長 綿貫英彦

本委員会に付託の事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記

1. 調査事件

- (1) 高齢化対策に関する調査について
- (2) 少子化対策に関する調査について

2. 調査の経過及び結果

本委員会は、令和元年第3回定例会において設置され、以来、前期における少子・高齢化対策特別委員会での成果を踏まえながら、高齢化対策、少子化対策について、調査を続けてきた。この間に取りまとめた結果は、令和元年度、2年度及び3年度にそれぞれ中間報告を行ってきたが、本年度も残された問題について鋭意調査を続け、2月15日、全調査事件について調査を終了した。

調査の経過及び集約された意見は次のとおりであるが、なお残された課題も多く、今後も積極的な取組が必要である。

(1) 高齢化対策について

高齢化対策については、「福岡市保健福祉総合計画」、「第8期福岡市介護保険事業計画」及び「福岡100」プロジェクトに関する調査を行った。

本市における高齢化率は、2020年の22.1%から、団塊の世代が75歳以上となる2025年には24.8%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には31.0%と一層高齢化が

進展すると見込まれており、高齢者単独世帯、要介護高齢者及び認知症高齢者もさらに増加していくとの予測が示された。また、本市における介護人材について、2019年度に約2万2,200人いるとされた介護職員の数は、2025年度には約2万6,200人、2040年度には約3万9,700人必要になるとの推計が示された。

令和3年度から8年度までの6カ年の計画である「福岡市保健福祉総合計画」では、3人に1人が高齢者となる2040年を見据え、福祉が充実し、生活の質の高いまちとなるよう、2040年のあるべき姿として、地域で暮らす全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、誰もが生涯にわたって生きがいを持ち、意欲や能力に応じて役割を持って活躍するための施策や、支援が必要な人を社会全体で支え合う施策など「ひとづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」を3つの柱とした支え合う福祉に重点を置いた施策を推進するとの考えが示された。高齢者保健福祉施策については、高齢者が年齢にかかわらず、意欲や能力に応じ、生きがいを持って生き生きと活躍することができ、医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全、安心して暮らすことができる社会の実現を基本理念に掲げ、「地域包括ケアの推進」、「安心して暮らせる基盤づくり」、「いつまでも生き生きと活躍できる環境づくり」、「要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実」、「認知症フレンドリーなまちづくりの推進」の5つの基本目標を定めて推進している。介護保険制度の円滑な運営に当たっては、介護保険法の改正等を踏まえながら、各種サービスの見込み量などを定めるため、令和3年度から5年度までの3カ年を計画期間として策定した「第8期福岡市介護保険事業計画」において、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援等のサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの構築をさらに進めていくとの報告を受けた。

また、誰もが心身ともに健康で自分らしく暮らせる持続可能な社会を目指すプロジェクト「福岡100」において、認知症フレンドリーシティ・プロジェクト、シニア活躍応援プロジェクト、福岡ヘルス・ラボ、地域包括ケア情報プラットフォーム、アクティブエイジングの推進など、行政だけではなく、市民や企業、大学など「オール福岡」を掲げて取組を進めている。課題と今後の方向性については、人生100年時代を見据えた持続可能な社会の実現に向け、保健・医療・介護サービスに加え、「だれもが役割をもって活躍できるまち」、「多世代・多様な人がつながりあえるまち」など、ウェルビーイングの向上を目指して取り組む必要があり、引き続き全庁を挙げて一体的に施策を推進するとともに、産学民の参画を得ながら取組を進めていくとの報告を受けた。

超高齢社会への対応として高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円

滑な運営は重要な課題であり、高齢者や家族の実態とニーズを十分に把握するとともに、介護予防や生活支援サービスの充実、地域での見守り強化、民生委員活動の充実となり手不足対策、老人クラブの活性化、ICTを活用した認知症予防や事業者支援、高齢者への就業支援や企業への高齢者雇用の働きかけ、認知症の人の活躍の場づくり、福祉・介護人材の確保、買物や移動支援、生活交通の確保等による生活基盤づくり、市民一人一人のウェルビーイングの向上等について、今後とも引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

(2) 少子化対策について

少子化対策については、「第5次福岡市子ども総合計画」及び「福岡市働く女性の活躍推進計画（第2次）」に関する調査を行った。

本市の出生数については、平成20年以降は1万4,000人台で推移していたが近年減少傾向にあることや、合計特殊出生率は令和2年で1.20であり、全国平均より低い値で推移しているものの、令和3年の人口1,000人当たりの出生数は7.7人で、政令指定都市の中で第3位となっていることなどが示された。

令和2年度から6年度までの5カ年の計画である「第5次福岡市子ども総合計画」については、全ての子どもが夢を描けるまちを目指して、子ども一人一人が健やかに成長できるよう、社会全体で全ての子どもと子育て家庭を支えること、子どもが豊かな人間性や社会性、主体性を身につけ、将来に夢を描き、自立した大人へと成長できるまちを目指すことを基本理念に掲げ、3つの目標ごとに施策を体系化している。

目標1「安心して生み育てられる環境づくり」では、妊産婦に対する産前・産後支援の充実、不妊に関する相談・支援、保育の提供体制確保と質の向上、乳幼児親子の身近な相談、交流、学びの場の提供、障がい児の療育・発達支援体制の充実強化など、目標2「子ども・若者の自立と社会参加」では、放課後等における居場所の充実、子ども・若者の社会的自立に向けた取組、非行防止、若者に関する総合的な支援・連携体制の強化、中高生や若者に寄り添う居場所の充実、障がいのある子どもの社会参加に向けた相談・支援など、目標3「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」では、区子ども家庭総合支援拠点の整備、妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスの充実、継続的な里親のリクルートによる受皿の確保や里親支援、里親や社会的養護関連施設から自立する子ども、若者の支援強化、また、虐待防止のさらなる強化に向け、民間団体と共働で様々な親子支援モデルを構築する取組などを推進しているとの報告を受けた。

今後とも、本計画に基づいて展開される様々な子ども施策について調査・検討を進めるとともに、目標1については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援、不妊や不

育に悩む人に対する支援の充実、質の高い教育・保育の提供に向けた体制・人材の確保、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、発達障がい児とその家族への支援の充実、市民・事業者などとの共働による子育てをしながら安心して働き続けることができる環境づくり、子育てにかかる経済的負担の軽減などの課題について、目標2については、留守家庭子ども会の需要増加への対応、さまざまな体験機会の充実、子ども、若者の自己形成の支援、若者や家族に対する切れ目のない支援、障がいのある子どもの自立を目指した支援などの課題について、目標3については、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることがないように、様々な困難を抱える子どもや家庭への教育支援及び生活支援、相談支援の体制強化、社会を構成する一員として子どもたちの意見が尊重される社会づくりなどの課題についても、引き続き、調査・検討を進めていく必要がある。

次に、令和3年度から7年度までの5カ年の計画である「福岡市働く女性の活躍推進計画（第2次）」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、活力ある地域社会の実現に向けて、市域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を計画的かつ効果的に進めるために策定したものであり、「福岡市男女共同参画基本計画（第4次）」の基本目標3及び基本目標4の部分として位置づけているとの説明を受けた。

基本目標3の「仕事と生活の調和が実現した社会」では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、子育て・介護支援の充実が、基本目標4の「働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会」では、働く場における女性活躍推進の支援、女性の就業・起業支援が、それぞれ施策の方向として挙げられている。

今後とも、本計画に基づいて展開される女性活躍推進の施策について調査・検討を進めるとともに、男女が共に出産や育児、介護と仕事を両立するための社会、企業や家庭における環境づくり、働きたい女性がライフスタイルやライフステージに応じて多様な働き方ができるための支援などの課題についても、引き続き、調査・検討を進めていく必要がある。